

ビジネス著作権検定® BASIC 初級 公式テキスト 改訂内容のご案内

2020年4月1日に「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に伴う著作権法改正および、2021年1月1日に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定® BASIC 初級 公式テキスト(第3版第1刷発行日:2020年3月10日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

「サポート情報」



https://www.wenet.co.jp/webapp/products/detail.php?product_id=2431

ウイネットホームページで公開しております。[商品カテゴリー]→[その他]→

[ビジネス著作権検定 BASIC 初級公式テキスト]を選択し、「サポート情報」をご覧ください。

<改訂内容対応表>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
初級 第IV章 p. 42	6. 著作者人格権のみなし侵害行為(第113条第11項)	6. 著作者人格権のみなし侵害行為(第113条第6項)
初級 第VI章 p. 76 6行目～	4. 利用許諾による利用(第63条) 著作権法では、著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができることとされており、この許諾を受けた者は、 <u>利用権として、その許諾の内容として定めた利用方法、条件の範囲内で、著作物を利用することができます³⁸。</u> なお、 <u>利用権は、著作権者の承諾を得ない限り、第三者に譲渡することはできません³⁹。</u> <u>また、利用の許諾を受けた著作物の著作権を、譲渡等によって第三者が取得するなどした場合であっても、利用権に基づいて利用を継続することができます(利用権を第三者に対抗できる)*。</u>	4. 利用許諾による利用(第63条) 著作権法では、著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができることとされており、この許諾を受けた者は、その許諾の内容として定めた利用方法、条件の範囲内で、著作物を利用することができます ³⁸ 。 なお、 <u>利用許諾を受けた者は、著作権者の承諾を得ない限り、著作物を利用する権利を第三者に譲渡することはできません³⁹。</u>
脚注	38 第63条第1項、第2項、第3項 ※ 第63条の2	38 第63条第1項、第2項
BASIC 第VII章 p. 89 12行目～	凍: 違法にアップロードされていることを知っていて、 <u>映像や音楽、マンガなど著作物をダウンロードする行為は「私的使用目的の複製」の範囲外になって違法なの。全ての著作物が対象となっているわ。</u>	凍: 違法にアップロードされていることを知っていて、音楽や映像をダウンロードする行為は、「私的使用目的の複製」の範囲外になって違法なの。
	【イラストの説明】 著作物	【イラストの説明】 音楽・映像
	【POINT】 自分で楽しむためでも、インターネットに違法にアップロードされていると分かっているながら <u>著作物をダウンロードする行為は「違法ダウンロード」</u>	【POINT】 自分で楽しむためでも、インターネットに違法にアップロードされていると分かっているながら音楽や映像をダウンロードする行為は「違法ダウンロード」

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
<p>初級 第Ⅶ章 p. 90 14行目～</p>	<p>(4) 著作物を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製(録音・録画物以外) (第30条第1項第4号) 令和2年度著作権法改正により、録音・録画物以外の著作物全般についても特定のダウンロード行為が私的使用目的の複製から除外されました。 著作権者に無断で違法にアップロードされている音楽・映像以外の著作物について、公衆送信を直接受信して行うデジタル方式の複製、つまりダウンロードする行為については、違法にアップロードされたものとしてダウンロードする場合には、私的使用目的の複製は認められません。 ただし、①マンガの一コマなどの軽微なもの、②二次創作やパロディ作品、③著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合は対象外(つまり私的使用目的の複製)となり、また、当該著作物が違法にアップロードされたことについて、著しい不注意(重過失)により知らなかった場合も対象外となります。*</p>	<p>新設</p>
<p>脚注</p>	<p>※ 第30条第2項</p>	
<p>BASIC 第Ⅶ章 p. 91 9行目～</p>	<p>凛: 著作物が写り込んだ写真をネットにアップしても著作権侵害にならない場合があつてね。写真や映像として撮ろうとする対象といっしょに著作物が写り込んでしまうような場合には、無断でも複製や公衆送信、翻案もできるの。元々の対象と比べて著作物の割合が軽微であることや、著作権者の利益を不当に害さないことも条件ね。これにあてはまれば、SNSにアップしたり、生配信したりできるわけ。 稔: そうなんだ。 凛: そうした「写り込み」の著作物は、複製以外の利用もできるの。</p>	<p>凛: 2012年の著作権法の改正で、著作物が写り込んだ写真をネットにアップしても著作権侵害にならないようになったの。写真や映像として撮ろうとする対象と切り離すことが難しく、ともに写り込んでしまうような場合には、無断でも複製や翻案できるの。元々創作の対象と比べて軽微であることや、著作権者の利益を不当に害さないことも条件ね。 稔: そうなんだ。 凛: あと、そうした「写り込み」の著作物は、複製以外の利用もできるの。</p>
<p>20行目</p>	<p>稔: ああ、それはそうだね。しかも著作権者の利益を害するとも思えないや。</p>	<p>稔: ああ、それは分離困難だね。しかも著作権者の利益を害するとも思えないや。</p>
	<p>【POINT】 付随して写り込んでしまった著作物に、著作権者の許諾は不要</p>	<p>【POINT】 写り込んでしまって分離できない著作物に、著作権者の許諾は不要</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
<p>初級 第Ⅶ章 p. 92 1行目～</p>	<p>3. 付随的著作物の利用(第30条の2) <u>写真撮影、録音、録画などの複製行為や放送、生配信などの複製を伴わない伝達を行う(複製伝達行為)際に、意図した被写体や音声に付随して複製や複製を伴わない伝達をされた著作物は、当該複製伝達行為に伴って複製や公衆送信など方法を問わず利用することができます。この複製伝達行為の対象となるのは著作物に限定されません。また、付随著作物については軽微であること、正当な範囲内での利用に限定され、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製または翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、認められません。</u> 例えば、街頭風景をビデオに収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、看板やポスターに描かれているイラストや店頭でBGMとして流されていた音楽がたまたま録り込まれた場合のように、本来の対象以外の著作物が付随して写真撮影等の対象となった場合、写り込んだ(録音された)部分が軽微な場合には許諾を得ずに複製を行うことができ、また、その後の利用(公衆送信や上映など)も許諾を得ずに行うことができます。一方、意図的にポスターのイラストをアップで撮影した場合、本項の条件を満たさず、著作権者から許諾を得なければなりません。</p>	<p>3. 付随的著作物の利用(第30条の2) 写真の撮影、録音または録画の方法によって著作物を創作する際に、意図した被写体や音声に付随して撮影、録音または録画されたもので、分離することが困難な著作物は、当該創作に伴って複製または翻案⁵⁸することができます。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製または翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、認められません。 例えば、街頭風景をビデオに収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、看板やポスターに描かれているイラストや店頭でBGMとして流されていた音楽がたまたま録り込まれた場合のように、本来の対象以外の著作物が付随して写真撮影等の対象となった場合、写り込んだ(録音された)部分が軽微な場合には許諾を得ずに複製を行うことができ、また、自分の創作した著作物の利用に伴って、その後の利用(公衆送信や上映など)も許諾を得ずに行うことができます。一方、意図的にポスターのイラストをアップで撮影した場合、本項の条件を満たさず、著作権者から許諾を得なければなりません。</p>
<p>脚注</p>	<p>削除</p>	<p>58 第47条の6第1項第2号</p>
<p>BASIC 第Ⅶ章 p. 109 表内</p>	<p><権利制限規定一覧1> 「付随的著作物」 <u>写真撮影、録音録画、放送、生配信等を行う際に、著作物が偶然写り込んでしまった場合、その程度が軽い場合は、正当な範囲内で、著作物を利用することができます</u></p>	<p><権利制限規定一覧1> 「付随的著作物」 写真の撮影や録音録画の際に、著作物が偶然写り込んでしまった場合、その程度が軽い場合は著作物を利用することができます</p>
<p>初級 第Ⅶ章 p. 118 5行目～</p>	<p>とになります。また、「特許審査手続」、「薬事行政手続」、「<u>種苗法の審査手続</u>」等においても、必要な文献の複製について、例外的に無許諾で行えます⁸⁵。</p>	<p>とになります。また、「特許審査手続」、「薬事行政手続」においても、必要な文献の複製について、例外的に無許諾で行えます⁸⁵。</p>
<p>初級 第Ⅶ章 p. 122 脚注</p>	<p>88 <u>第47条の6第1項第6号</u></p>	<p>88 第47条の6第1項第2号</p>
<p>初級 第Ⅸ章 p. 142 15行目～</p>	<p>③<u>違法にアップロードされた著作物へのリンク提供(第113条第2項)</u> <u>令和2年の著作権法改正により、違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約したリーチサイトやリーチアプリにおいて違法アップロードされた著作物へのリンクを提供する行為、リーチサイトを運営する行為、リーチアプリを提供する行為については、侵害とみなされます。</u> ④プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を、業務上、電子計算機</p>	<p>新設 ③プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を、業務上、電子計算機</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
	<p>において使用する行為(複製物の使用権原を取得したときに、当該複製物が著作権の侵害物であることを知っていた場合に限る)(第113条第5項)</p>	<p>において使用する行為(複製物の使用権原を取得したときに、当該複製物が著作権の侵害物であることを知っていた場合に限る)(第113条第2項)</p>
<p>BASIC 第IX章 p. 143 1行目～</p>	<p>このほかにも「みなし侵害」は、「違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約したリーチサイト・リーチアプリで違法アップロードされた著作物へのリンクを提供する行為」、「リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為」、「著作物などに付されていた権利管理情報を不正に付加、削除、変更する行為」や、「権利管理情報が不正に付加などされているものを、そのことを知っていながら販売、送信する行為」などが規定されています。</p>	<p>このほかにも「みなし侵害」は、「著作物などに付されていた権利管理情報を不正に付加、削除、変更する行為」や、「権利管理情報が不正に付加などされているものを、そのことを知っていながら販売、送信する行為」などが規定されています。</p>
<p>初級 第IX章 p. 144 1行目～</p>	<p>⑤著作物等に用いられる技術的利用制限手段を回避する行為(研究・技術開発の目的など著作権者等の利益を不当に害しない場合を除く)(第113条第6項)</p> <p>⑥技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号(ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコード)の公衆への譲渡・貸与、公衆への譲渡・貸与目的の製造・輸入、所持、公衆使用提供、公衆送信、送信可能化する行為(第113条第7項)</p> <p>⑦著作物などに付された権利管理情報について、虚偽の情報を故意に付加する行為(第113条第8項第1号)、故意に除去し、または改変する行為(第113条第8項第2号)</p> <p>⑧権利管理情報が不正に付加、除去、改変などされているものを、そのことを知っていながら、販売、送信などする行為(第113条第8項第3号)</p> <p>⑨国内で市販されているものと同一の市販用音楽CDなどを、輸入してはいけないことを知っていながら、国内で販売するために輸入する行為、販売・配布する行為、または販売・配布のために所持する行為(ただし、販売価格が安い国から輸入される音楽CDなど、著作権者などの利益が不当に害される場合で、かつ、国内販売後7年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する前に販売などをされたものである場合に限る)(第113条第10項)</p> <p>(2)みなし侵害に当たる行為(著作者人格権)(第113条第11項)</p>	<p>④著作物等に用いられる技術的利用制限手段を回避する行為(研究・技術開発の目的など著作権者等の利益を不当に害しない場合を除く)(第113条第3項)</p> <p>新設</p> <p>⑤著作物などに付された権利管理情報について、虚偽の情報を故意に付加する行為(第113条第4項第1号)、故意に除去し、または改変する行為(第113条第4項第2号)</p> <p>⑥権利管理情報が不正に付加、除去、改変などされているものを、そのことを知っていながら、販売、送信などする行為(第113条第4項第3号)</p> <p>⑦国内で市販されているものと同一の市販用音楽CDなどを、輸入してはいけないことを知っていながら、国内で販売するために輸入する行為、販売・配布する行為、または販売・配布のために所持する行為(ただし、販売価格が安い国から輸入される音楽CDなど、著作権者などの利益が不当に害される場合で、かつ、国内販売後7年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する前に販売などをされたものである場合に限る)(第113条第6項)</p> <p>(2)みなし侵害に当たる行為(著作者人格権)(第113条第7項)</p>
<p>初級 第IX章 p. 146 最終行に追記</p>	<p>④侵害著作物等利用容易化ウェブサイトの公衆への提示(第119条第2項第4号)</p> <p>著作権等が侵害された著作物の利用を容易化するウェブサイトや公衆に提示する行為(侵害コンテンツに公衆を殊更に誘導し、もしくは、主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられる、いわゆる「リーチサイト」を運営する行為)は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p> <p>⑤侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供(第119条第2項第5号)</p>	<p>新設</p> <p>新設</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
	<p><u>著作権等が侵害された著作物の利用を容易化するプログラム(侵害コンテンツに公衆を殊更に誘導し、もしくは、主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられる、いわゆる「リーチアプリ」を提供する行為)は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</u></p>	
<p>初級 第IX章 p. 148 1行目～</p>	<p>⑥プログラムの違法複製物を電子計算機において使用する行為(第119条第2項第6号) プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を、業務上、電子計算機において使用する行為はみなし侵害となりますが¹¹¹、この行為を行った者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p> <p>⑦営利目的による自動複製機器の供与(第119条第2項第2号) 営利を目的として、第30条第1項第1号に規定する自動複製機器などを著作権、出版権、著作隣接権の侵害となる著作物、または実演などの複製に使用させた者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p> <p>⑧著作者及び実演家が死亡後の、著作者・実演家人格権侵害(第120条) 著作者及び実演家の死亡後に、著作者・実演家人格権侵害をした者は500万円以下の罰金が科せられます。本罰則については非親告罪となります。</p> <p>⑨技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為(第120条の2第1号)、業として公衆からの求めに応じて回避する行為(第120条の2第2号) 技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為を行った者、業として公衆からの求めに応じて回避を行った者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。本罰則については非親告罪となります。</p> <p>⑩営利目的による権利管理情報の改変等(第120条の2第5号) 営利を目的として、権利管理情報の付加・除去、改変あるいは前述の行為が行われた著作物等をそのことを知ったうえで、頒布、頒布目的での輸入・所持、公衆送信する行為はみなし侵害に当たり¹¹²、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p> <p>⑪営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持する行為はみなし侵害に当たり¹¹³、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます(第120条の2第6号)。</p>	<p>④プログラムの違法複製物を電子計算機において使用する行為(第119条第2項第4号) プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を、業務上、電子計算機において使用する行為はみなし侵害となりますが¹¹¹、この行為を行った者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p> <p>⑤営利目的による自動複製機器の供与(第119条第2項第2号) 営利を目的として、第30条第1項第1号に規定する自動複製機器などを著作権、出版権、著作隣接権の侵害となる著作物、または実演などの複製に使用させた者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p> <p>⑥著作者及び実演家が死亡後の、著作者・実演家人格権侵害(第120条) 著作者及び実演家の死亡後に、著作者・実演家人格権侵害をした者は500万円以下の罰金が科せられます。本罰則については非親告罪となります。</p> <p>⑦技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為(第120条の2第1号)、業として公衆からの求めに応じて回避する行為(第120条の2第2号) 技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為を行った者、業として公衆からの求めに応じて回避を行った者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。本罰則については非親告罪となります。</p> <p>⑧営利目的による権利管理情報の改変等(第120条の2第3号) 営利を目的として、権利管理情報の付加・除去、改変あるいは前述の行為が行われた著作物等をそのことを知ったうえで、頒布、頒布目的での輸入・所持、公衆送信する行為はみなし侵害に当たり¹¹²、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p> <p>⑨営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持する行為はみなし侵害に当たり¹¹³、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます(第120条の2第4号)</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
脚注	<p><u>⑫送信元識別符号の提供等によって、侵害著作物等の他人による利用を容易にする行為(このうち侵害著作物等利用容易化ウェブサイトもしくはプログラムを通じて行われるものは、侵害著作物等であることについて故意・過失がある場合には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます(第120条の2第3号)。</u></p>	新設
	<p><u>⑬技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避機能を有する指令符号を公衆へ譲渡・貸与、それらの目的をもって製造・輸入・所持、公衆への使用のための提供、公衆送信・送信可能化する行為はみなし侵害にあたり、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます(第120条の2第4号)。本罰則については非親告罪となります。</u></p>	新設
	<p>111 第113条第5項「みなし侵害」の項目(P.142 ③)を参照</p>	111 第113条第2項「みなし侵害」の項目(P.142 ③)を参照
	<p>112 第113条第8項「みなし侵害」の項目(P.144 旧⑤)を参照</p>	112 第113条第4項「みなし侵害」の項目(P.144 ⑤)を参照
初級 第IX章 p. 150 1行目～	<p><u>⑭著作者名を偽って著作物の複製物を頒布する行為(第121条)</u> 著作者でない者の実名または周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物を頒布した者は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p>	<p><u>⑩著作者名を偽って著作物の複製物を頒布する行為(第121条)</u> 著作者でない者の実名または周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物を頒布した者は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。</p>
	<p><u>⑮国内の商業用レコード製作者が原盤の提供を受けて作成した商業用レコード、及び外国で製作された外国原盤の商業用レコードを、商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布する行為は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこれらの併科に科せられます(第121条の2)。</u></p> <p><u>⑯出所の明示を怠ったまま、著作物の引用等を行う行為(第122条)</u> 著作物の出所明示義務または実演家に関する出所明示義務に違反した者は、50万円以下の罰金に科せられます。本罰則については、非親告罪となります。</p> <p><u>⑰秘密保持命令に違反した行為(第122条の2第1項)</u> 秘密保持命令に違反した者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科に科せられます。</p> <p>(3)違法ダウンロード行為への罰則の付与(第119条第3項)</p> <p><u>①録音録画有償著作物等について(同項1号)</u> 平成21年改正より、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながらダウンロード</p>	<p><u>⑪国内の商業用レコード製作者が原盤の提供を受けて作成した商業用レコード、及び外国で製作された外国原盤の商業用レコードを、商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布する行為は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこれらの併科に科せられます(第121条の2)。</u></p> <p><u>⑫出所の明示を怠ったまま、著作物の引用等を行う行為(第122条)</u> 著作物の出所明示義務または実演家に関する出所明示義務に違反した者は、50万円以下の罰金に科せられます。本罰則については、非親告罪となります。</p> <p><u>⑬秘密保持命令に違反した行為(第122条の2第1項)</u> 秘密保持命令に違反した者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科に科せられます。</p> <p>(3)違法ダウンロード行為への罰則の付与(第119条第3項)</p> <p>平成21年改正より、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながらダウンロード</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
	<p>すること(違法ダウンロード)は私的使用目的であっても著作権侵害となりましたが、平成24年改正により、上記違法ダウンロードのうち、有償で提供等されている音楽・映像(有償著作物等)を、それと知りながらダウンロードする行為については刑事罰の対象となり、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または併科が科されています。</p> <p><u>i 有償著作物等</u> CDやDVDで販売されたり、インターネットで有料配信されたりしている音楽や映像など録音・録画された著作物のことをいいます。</p> <p><u>ii 違法ダウンロード</u> インターネット上に違法にアップロードされた有償著作物をダウンロードすることにより録音・録画することをいいます。</p> <p><u>iii その事実を知りながら行って著作権または著作隣接権の侵害を行った者</u> 有償著作物であることおよび違法にアップロードされたことの両方を知っていながら、ダウンロードして著作権等を侵害することをいいます。</p> <p><u>②有償著作物等について(同項第2号)</u> <u>令和2年改正により、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制が強化されたことに伴い(p146参照)、刑事罰の適用対象となる著作物も従前の有償録音録画物(①)から有償著作物全般に拡大されました。</u> <u>ただし、特に悪質な行為を処罰対象とするため、</u> <u>i 複製される割合などの要素に照らし軽微な複製(ダウンロード)でないこと</u> <u>ii 反復継続して行われる複製(ダウンロード)であること</u> <u>に限定した上で、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または併科がされます。</u></p>	<p>すること(違法ダウンロード)は私的使用目的であっても著作権侵害となりましたが、平成24年改正により、上記違法ダウンロードのうち、有償で提供等されている音楽・映像(有償著作物等)を、それと知りながらダウンロードする行為については刑事罰の対象となり、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または併科が科されています。</p> <p>①有償著作物等 CDやDVDで販売されたり、インターネットで有料配信されたりしている音楽や映像など録音・録画された著作物のことをいいます。</p> <p>②違法ダウンロード インターネット上に違法にアップロードされた有償著作物をダウンロードすることにより録音・録画することをいいます。</p> <p>③その事実を知りながら行って著作権または著作隣接権の侵害を行った者 有償著作物であることおよび違法にアップロードされたことの両方を知っていながら、ダウンロードして著作権等を侵害することをいいます。</p> <p>新設</p>
<p>初級 第IX章 p. 152 11行目～</p>	<p>①親告罪の対象</p> <p>v. プログラムの違法複製物を電子計算機において使用する行為(第119条第2項第6号)</p> <p>vi. 有償著作物等の違法ダウンロード(第119条第3項第1号)</p> <p>vii. <u>侵害コンテンツへのリンク提供行為(第120条の2第3号)</u></p> <p>viii. <u>技術的保護手段・利用制限手段の回避機能を有する指令符号の提供等(第120条の2第4号)</u></p> <p>ix. <u>権利管理情報営利改変等(第120条の2第5号)</u></p> <p>x. <u>国外頒布目的商業用レコードの営利輸入等(第120条の2第6号)</u></p> <p>xi. <u>外国原盤商業用レコードの無断複製(第121条の2)</u></p> <p>xii. <u>秘密保持命令違反(第122条の2第1項)</u></p>	<p>①親告罪の対象</p> <p>v. プログラムの違法複製物を電子計算機において使用する行為(第119条第2項第4号)</p> <p>vi. 有償著作物等の違法ダウンロード(第119条第3項)</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>vii. 権利管理情報営利改変等(第120条の2第3号)</p> <p>viii. <u>国外頒布目的商業用レコードの営利輸入等(第120条の2第4号)</u></p> <p>ix. <u>外国原盤商業用レコードの無断複製(第121条の2)</u></p> <p>x. 秘密保持命令違反(第122条の2第1項)</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第3版第1刷)内容
初級 第IX章 p. 156 20行目～	さらに、侵害行為や損害の立証などを容易にするために、裁判所は、当事者の申し立てにより、必要な書類の提出を命じることができます ¹²⁰ 。 <u>また、裁判所がその提出命令の要否を判断するために、裁判所や専門家に先に書類を提示させる事ができます(第114条の3第4項)</u> 。なお、著作権侵害訴訟において、営業秘密を含む資料を提出した当事者の申し立てにより、裁判所は、資料の開示を受けた者に対して、秘密を保持する命令を出すことができます ¹²¹ 。	さらに、侵害行為や損害の立証などを容易にするために、裁判所は、当事者の申し立てにより、必要な書類の提出を命じることができます ¹²⁰ 。なお、著作権侵害訴訟において、営業秘密を含む資料を提出した当事者の申し立てにより、裁判所は、資料の開示を受けた者に対して、秘密を保持する命令を出すことができます ¹²¹ 。
初級 第X章 p. 162 17行目～	(3)意匠法(意匠権) 意匠権の対象となる「意匠」とは、「物品(物品の部分を含む)の形状、模様もしくは色彩もしくはこれらの結合、 <u>建築物(建築物の部分を含む)の形状等または画像(機器の操作の用に供されるものまたは機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む)</u> であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」です。例えば、飲料水の容器やデジタルカメラなどのデザインがこれに当たります。意匠権も登録によって発生し、保護期間は登録の日から <u>25年</u> です。	(3)意匠法(意匠権) 意匠権の対象となる「意匠」とは、「物品(物品の部分を含む)の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」です。例えば、飲料水の容器やデジタルカメラなどのデザインがこれに当たります。意匠権も登録によって発生し、保護期間は登録の日から20年です。
BASIC 第X章 p. 163 表内	意匠権 保護対象 意匠(物品等のデザイン)	意匠権 保護対象 意匠(物品のデザイン)

以上